

金融円滑化管理体制

■ 金融円滑化に向けた取組みについて（「経営者保証に関するガイドライン」への対応）

当金庫では、地域金融機関の使命として、事業者の皆様に必要な資金を安定的に供給し、また、サポートが必要なお客様には経営改善支援を積極的に行っています。

特に、お客様から貸付条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客様が抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、貸付条件の変更等きめ細かな対応を行っています。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月31日に期限が到来しましたが、引き続きその趣旨を踏まえ、事業者および住宅資金ご利用のお客様からのご相談に迅速かつ親身に対応するとともに、「コンサルティング機能の発揮」への取組み強化に努めています。

また、平成26年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」が適用されたことに伴い、当金庫は、同ガイドラインの趣旨を尊重・遵守し、お客様へ適切に対応するように取り組んでいます。

① 金融円滑化に関する責任者および担当者の任命（経営者保証に関する相談窓口）

部署	所管名	担当者
本部	金融円滑化統括管理責任者	事業支援部担当理事
	金融円滑化管理責任者	審査部長 事業支援部経営相談担当部長 融資管理部長
	金融円滑化相談窓口担当者	事業支援部経営相談課課長
営業店	金融円滑化責任者	部店長
	金融円滑化相談窓口担当者	融資担当役席

② 「金融円滑化ご相談窓口」の設置

各営業店に、「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、事業資金融資・住宅ローンのご返済金額や返済期間等の見直し、および経営者保証に関してのご相談に応じています。また、原則第3日曜日に、営業店（一部店舗を除く）で開催している日曜ローン相談会においても、ご相談をお受けしています。

③ 相談専用フリーダイヤルの設置

「地域金融円滑化のための基本方針」の「4. 苦情相談窓口」に記載の通り、相談専用フリーダイヤルを設置して、ご相談をお受けしています。

ご相談窓口

但陽信用金庫 事業支援部

電話（フリーダイヤル）0120-200-707

相談受付時間／午前9時～午後5時（土・日・祝祭日は除く）

④ 「金融円滑化基本方針」「金融円滑化管理規程（金融円滑化管理方針）」等の策定

理事会の承認を得て方針・規程等を策定し、全役職員が、監督指針等に則り金融円滑化に取り組む行動の徹底を図っています。

※「金融円滑化基本方針」は、「資料編（当金庫の方針・指針 P67）」に掲載しています。